

「介護人材定着化研修事業委託業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年）4 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（電話 011-211-2972）

担当：高橋、小林

2 契約に関する事項

(1) 調達する役務名

介護人材定着化研修事業委託業務

(2) 調達案件の概要

介護人材定着化研修事業委託業務公募型企画競争提案説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

公募型企画競争にて行う

ア 参加者の募集

イ 企画提案書の受付

ウ 書類審査の実施（企画提案者が 4 者以下の場合は省略）

エ ヒアリングの実施

オ 実施委員会による審査

カ 上記オの審査において最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定

キ 上記カの契約候補者と協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等（以下「企業等」という。）であり、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、または同名簿に登録されておらず下記ア～カのいずれの要件にも該当しない者。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 札幌市との入札及び契約等において、下記(ア)～(キ)のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

(キ) 上記(ア)～(カ)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ウ 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。

エ 不渡手形または不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者

で、2年を経過しない者。

オ 市区町村税または消費税・地方消費税を滞納している者。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

- (2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 複数企業による共同企業体（JV）ではない者。

4 提案説明書等の配布方法

札幌市公式ホームページにて公開する。

また、上記1の場所にて配布する。